

令和5年度(2023年度) 介護サービス事業者等(通所・地域密着型通所) に対する集団指導

【対象サービス】

- 指定通所介護・第1号通所事業
- 指定地域密着型通所介護
- 指定介護機関 ※

※指定通所介護・第1号通所事業、指定地域密着型通所介護について、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けたもの



令和4年度(2022年度)集団指導のアンケート結果から

【事業所からの要望】

□ 条例等の改正内容について解説してほしい。

⇒ 令和6年度(2024年度)から義務化される事項を第2章で解説します。

1. 業務継続計画(BCP)の策定

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

3. 虐待の防止

4. 認知症に係る基礎的な研修



目次

▶ 第1章.

実地検査と監査について

▶ 第2章.

介護サービス事業に関する検査結果等
について

▶ 第3章.

指定介護機関に関する検査結果等
について

3つの章に分けて
説明します。



第1章. 実地検査と監査について

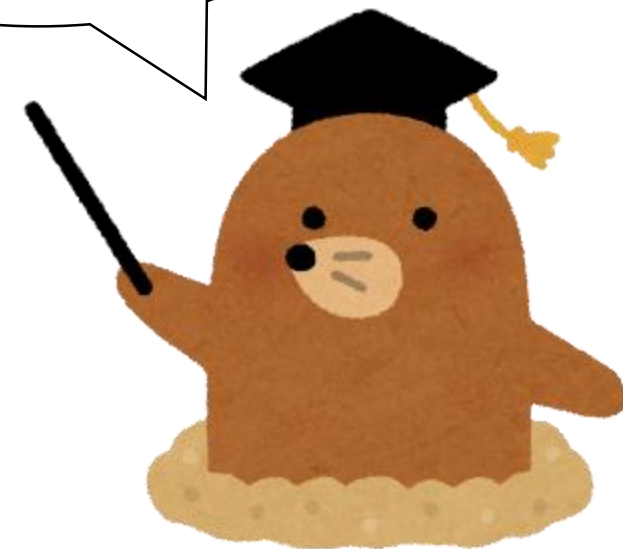
よろしくお願いいたします。



【内容】

- 1-1 基本方針
- 1-2 実地検査・監査の流れ
- 1-3 実地検査の重点項目
- 1-4 監査の重点項目
- 1-5 八王子市における行政処分事例
- 1-6 業務管理体制整備に関すること

次の順で説明して
いきます。



1-1. 基本方針①

【実地検査】

各法令等に基づき、以下の3点に主眼を置いて、定期的
に実施します。

- ① 指定基準等が遵守されているか
- ② サービスの質が確保されているか
- ③ 保険給付の請求等が適正になされているか

年度ごとに、
検査の対象を
八王子市が
選定します。

指摘があった場合は、速やかに改善をお願いします。



1-1. 基本方針②

【監査】

◆以下の状況が疑われる場合に実施します。

- ①重大な法令・指定基準等の違反 ②不適切な運営及びサービスの提供
③介護報酬の不正請求 ④不正の手段による指定等 ⑤高齢者虐待等

◆目的

- ①介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持
②利用者保護

日ごろから
適正な運営
をお願いします。



1-1. 基本方針③

【関係法令等】

- ▶ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ▶ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ▶ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法
- ▶ 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ▶ 本市条例及びその他の法令等の規定

※詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和5年度（2023年度）八王子市老人福祉施設等及び介護サービス事業者等実地検査等実施方針」を参照ください。

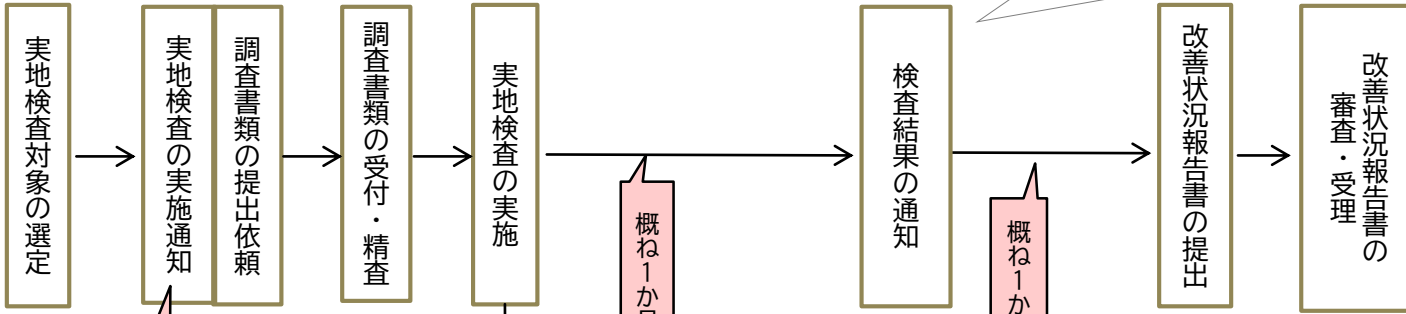
【場所】

市ホームページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査>介護サービス事業者等の指導監査>集団指導（通所・地域密着型通所）

1-2. 実地検査・監査の流れ

実地検査

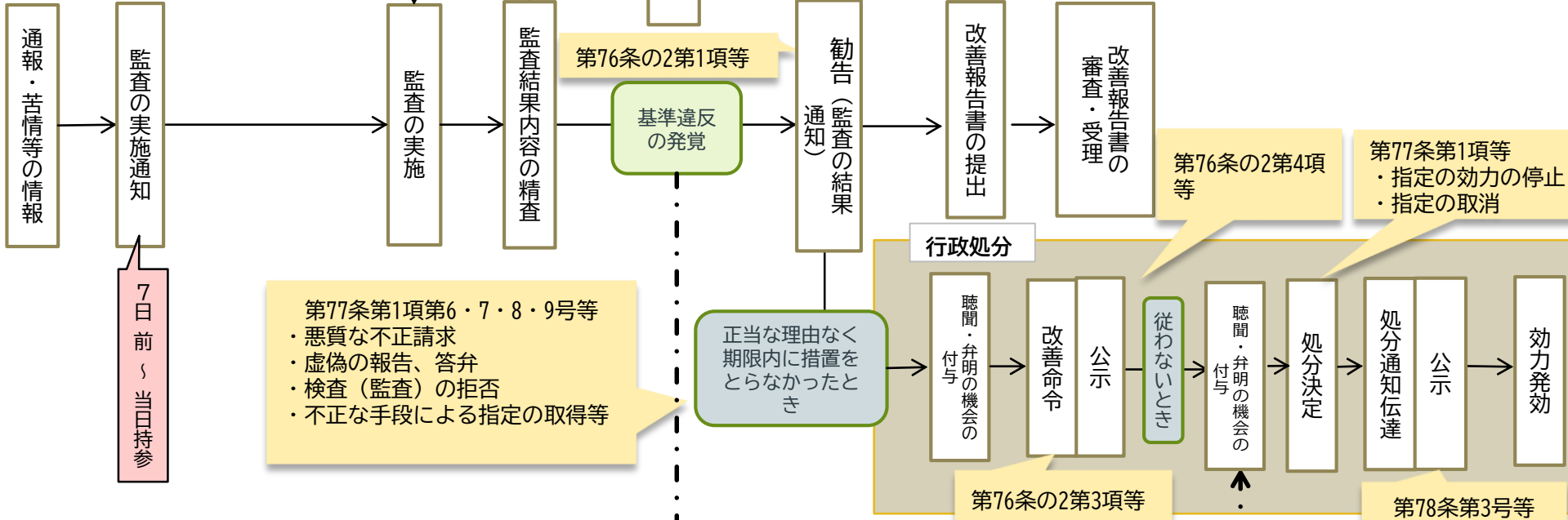
介護保険法第23条



各書類の提出は、メールにて
お願いいたします。

監査

介護保険法第76条等

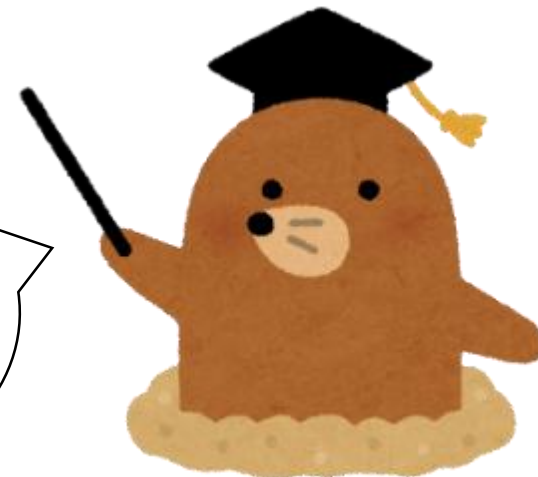


1-3. 実地検査の重点項目①

(1) 人員に関する基準

- ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により実施されていないか。

これらを
重点的に
確認します。



1-3. 実地検査の重点項目②

(2) 設備及び運営に関する基準

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用及び管理しているか。
- イ 居宅サービス計画、個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則して処理されているか。
- ウ 利用申込者又はその家族に対し、サービス内容についての説明と同意は適切に行われているか。
- エ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害の防止に向けた取組が行われているか。



1-3. 実地検査の重点項目②

(2) 設備及び運営に関する基準

- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒があった場合に適切な対応が行われているか。
- カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策をとっているか。
- キ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。
- ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切に行われているか。

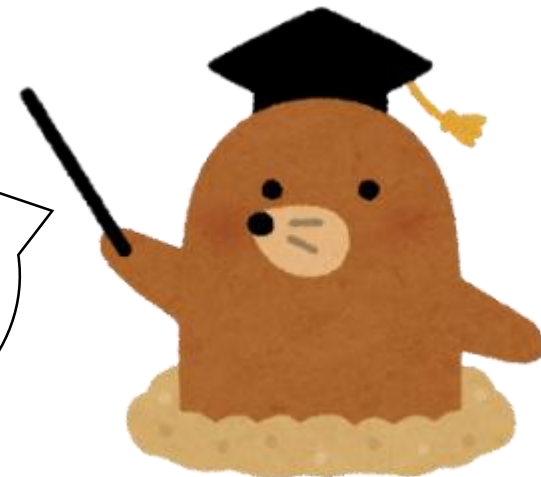


1-3. 実地検査の重点項目③

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。

これを
重点的に
確認します。



《参考》

○具体的な検査項目について

実地検査で確認する検査項目(指導事項票)を以下の場所に公開しております。

表題	リンク
指導監査とは	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html

自主点検等にご活用ください。



1-4. 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下、サービス提供が行われていないか。
- (4) 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- (5) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- (6) 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。



1-5. 八王子市における行政処分事例①

1 平成28年（2016年）6月9日付け 指定取消

(1) 対象事業所、 処分理由	【（介護予防）訪問看護】 …虚偽報告、不正な手段による指定
(2) 返還額	1,207,339円（八王子市分のみ、加算額含む）

虚偽報告は
処分が重く
なりますので
ご注意ください。

2 平成28年（2016年）11月13日付け 指定取消

(1) 対象事業所、 処分理由	【（介護予防）訪問介護、第一号訪問事業】 …人員基準違反、不正請求、虚偽報告、不正な手段による指定、 不正不当行為、法令違反
(2) 返還額	45,769,645円（八王子市分のみ、加算額含む）



1-5. 八王子市における行政処分事例②

3 平成30年（2018年）3月15日付け **全事業所指定取消**

<p>(1) 対象事業所、 処分理由</p>	<p>ア 【（介護予防）訪問介護、第一号訪問事業】 …不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、 法令違反</p> <p>イ 【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】 …不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反</p> <p>ウ 【居宅介護支援】 …不正不当行為、不正請求、虚偽答弁</p>
<p>(2) 返還額</p>	<p>25,075,870円（八王子市分のみ、加算額含む）</p>

併設している
同一法人の
事業所全てが
監査対象に
なることも
あります。

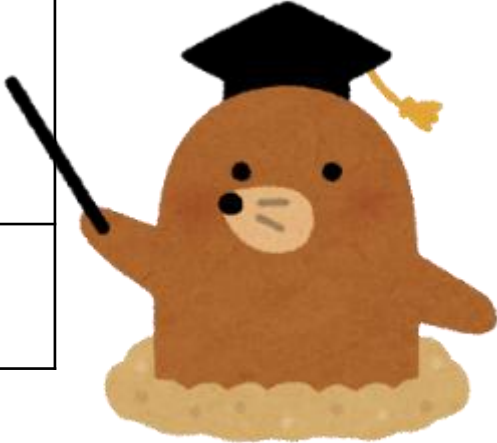


1-5. 八王子市における行政処分事例③

4 令和2年（2020年）1月14日付け **全事業所指定取消**

<p>(1) 対象事業所、 処分理由</p>	<p>ア 【訪問介護、第一号訪問事業】 …不正請求、虚偽報告、法令違反</p> <p>イ 【（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売】 …不正な手段による指定</p> <p>ウ 【居宅介護支援】 …職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告</p>
<p>(2) 返還額</p>	<p>21,124,200円（八王子市分のみ、加算額含む）</p>

不正に請求
していた介護
報酬の額に
40%を乗じた額
を加えて返還を
求めることが
あります。



1-6. 業務管理体制整備に関すること①

▶ 業務管理体制整備の内容

	事業所数 ※1		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守マニュアルの整備	×	○	○
法令遵守に係る監査 ※2	×	×	○

※1 事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
(健康保険法の指定によるみなし事業所を除く。)

※2 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査の
どちらかによる。

1-6. 業務管理体制整備に関すること②

➤ 業務管理体制の整備に関する届出先

区分	届出先
指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在の都道府県
全ての指定事業所又は施設が東京都内のみ	東京都
<u>全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみ</u> に所在する事業者	八王子市

以上で
第1章を終了
します。



第2章.

介護サービス事業に関する検査結果等について

※第1号通所事業（予防通所介護相当サービス）について

- 以降の内容は、第1号通所事業について解説するものではありませんが、運営の参考となりますので、ご活用をお願いします。
- 基準の内容の詳細は、市ホームページ掲載の「八王子市指定介護予防日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」及び実施要領を参照してください。

【場所】

[市ホームページ](#)> [事業者の方へ](#) > [介護事業所・高齢者施設の開設・届出等](#) > [介護サービス・高齢者施設事業者の方へ](#) > [関係条例等](#) > [関係条例等](#)

【内容】

➤2-1 凡例

(第2章で使用する根拠法令等及びサービス名の略称表記について)

➤2-2 検査結果等について

- ✓ ① 令和4年度(2022年度)の検査結果の概要
(対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))
- ✓ ② 令和4年度(2022年度)の指摘事例について

➤2-3 令和6年度(2024年度)から義務化される事項について

2-1. 凡例1 (法令等略称①)

「居宅条例」

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第79号）

「地域密着条例」

八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第17号）

「居宅施行要領」

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領

「地域密着施行要領」

地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例及び地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領

2-1. 凡例1 (法令等略称②)

- 「厚告第19号」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
- 「厚労告第95号」 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
- 「厚労告第126号」 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- 「老企第36号」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
- 「地域密着留意事項」 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

2-1. 凡例2（サービス名略称等①）

【通所】：通所介護

【地密通所】：地域密着型通所介護

✓ 事例ごとに指摘等の根拠となる法令等の条項を載せていますので、参考にしてください。

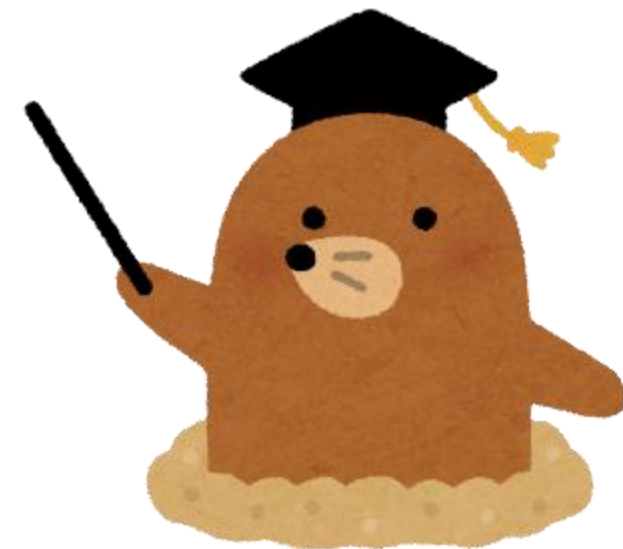
2-2-① 令和4年度(2022年度)の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

令和4年度

		通所介護	地域密着型 通所介護	指定介護機関 上段:通所介護 下段:地密通所
対象数		80	92	80 92
実地検査数		18	9	15 7
指摘事業所数 (割合)	文書指摘 (割合)	14 (77.8%)	8 (88.9%)	0 0
	口頭指導 (割合)	18 (100%)	9 (100%)	0 0

2-2. 検査結果等について②

- 令和4年度(2022年度)の指摘事例について



②ーア 通所介護計画(地域密着型通所介護計画)の作成

【通所】 【地密通所】

【確認事項】

- 従業者が共同して作成しているか。
- 計画の作成に当たって、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえているか。
- 計画の作成に当たって、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容及びその所要時間、日課（プログラム）等を明らかにしているか。
- 居宅サービス計画の内容に沿っているか。
- 利用者に内容について説明し、同意を得て、交付しているか。
- その実施状況や評価についても説明しているか。
- サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。

【指摘内容】

- ✓ 提供するサービスの具体的内容及びその所要時間、日課（プログラム）等の記載がない。
- ✓ サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録がない、記録内容が不十分。
- ✓ 一部、居宅サービス計画に沿っていない内容が記載されている。

根拠法令等

【通所】 居宅条例第111条、居宅施行要領第三の六の3の(3)

【地密通所】 地域密着条例第59条の10、地域密着施行要領第三の二の二の3の(3)

②ーイ 内容及び手続の説明及び同意(重要事項説明) について 【通所】 【地密通所】

【確認事項】

- 重要事項説明書の内容は適切か。
- 運営規程との相違はないか。

【指摘内容】

- ✓重要事項説明書の内容に不備がある。
 - 第三者評価の実施状況がない
 - 事故発生時の対応（記録、賠償がない）
 - 苦情処理の体制及び手順がない
 - 利用料金に2割、3割負担の記載がない
など
- ✓(重説の内容が) 運営規程と異なる。
 - 営業日、営業時間、定休日
 - 実施地域を越える場合の交通費
など

根拠法令等

【通所】 居宅条例第120条(第8条準用)、
居宅施行要領第三の六の3の(13) (第三の一の3の(2)参照)

【地密通所】 地域密着条例第59条の20(第9条準用)、
地域密着施行要領第三の二の二の3の(14)(第三の一の4の(2)参照)

②ーウ 運営規程について 【通所】 【地密通所】

【確認事項】

- 必要な項目は規定されているか。

- 規定の内容は適切か。

【指摘内容】

- ✓運営規程の内容に不備がある。
 - 別紙「利用料金表」がない
 - 利用料金に、キャンセル料の記載がない

根拠法令等

【通所】 居宅条例第112条、居宅施行要領第三の六の3の(4)

【地密通所】 地域密着条例第59条の12、地域密着施行要領第三の二の二の3の(5)

②ーエ サービス提供の記録について

【通所】 【地密通所】

【確認事項】

□ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しているか。

【指摘内容】

- ✓ 提供したサービスの具体的内容を記録していない。
- ✓ 利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない。

根拠法令等

【通所】

居宅条例第120条(第19条準用)、
居宅施行要領第三の六の3の(13)(第三の一の3の(10)参照)

【地密通所】

地域密着条例第59条の20(第20条準用)、
地域密着施行要領第三の二の二の3の(14)(第三の一の4の(12)参照)

②-オ 秘密保持について 【通所】 【地密通所】

【確認事項】

- 従業者（従業者であった者を含む。）が、利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。
- 個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ているか。（家族がいる場合は家族代表の同意も。）

【指摘内容】

- ✓ 従業者の秘密保持について、誓約書等の必要な措置を講じていない。
- ✓ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意を文書により得ていない。

【利用者】
住所 _____
氏名 _____

【代理人又は代筆者】
住所 _____
氏名 _____

【家族代表】
住所 _____
氏名 _____

根拠法令等

【通所】 居宅条例第120条(第35条準用)、
居宅施行要領第三の六の3の(13)(第三の一の3の(26)参照)

【地密通所】 地域密着条例第59条の20(第35条準用)、
地域密着施行要領第三の二の二の3の(14)(第三の一の4の(27)参照)

②ーカ 勤務体制の確保等について

【通所】 【地密通所】

【確認事項】

- 月ごとの勤務表を作成しているか。
 - 通所介護従業者（地域密着型通所介護従業者）については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等が明確になっているか。
- 雇用契約等を締結しているか。
- 資質向上のための研修等の機会を確保しているか。

【指摘内容】

- ✓月ごとの勤務表に、常勤・非常勤の別、各職員の配置、兼務関係等が明確になっていない。
- ✓月ごとの勤務表に、日々の勤務時間を明確にしていない。
- ✓研修を実施していない（研修の機会を確保していない。）。

根拠法令等

【通所】

居宅条例第113条、居宅施行要領第三の六の3の(5)

【地密通所】

地域密着条例第59条の13、地域密着施行要領第三の二の二の3の(6)

②ーキ 事故発生時の対応について【通所】 【地密通所】

【確認事項】

- 事故が発生した場合の対応方法を定めているか。
- 事故が発生した場合は、区市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行っているか。
- 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しているか。
- 再発防止のための取組を行っているか。

【指摘内容】

- ✓ 市に対して事故報告をしていない。

事故報告の詳細については、
「事故発生時の報告について」を視聴してください。

根拠法令等

【通所】 居宅条例第118条、居宅施行要領第三の六の3の(10)

【地密通所】 地域密着条例第59条の18、地域密着施行要領第三の二の二の3の(11)

②ーク 生活機能向上連携加算の算定及び取扱い について 【通所】 【地密通所】

<用語の定義>

- **機能訓練指導員等：**

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者

- **理学療法士等：**

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師

②ーク 生活機能向上連携加算の算定及び取扱い について【通所】【地密通所】

【（I）に関する確認事項】

- 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。
- 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているか。
- 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更を行っているか。
- 個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じ訓練内容の見直しを行っているか。（理学療法士等が機能訓練指導員等と共同で）

- ・目標
（段階的な目標等可能な限り具体的かつ分かりやすいもの）
- ・実施時間
- ・実施方法等

②ーク 生活機能向上連携加算の算定及び取扱い について【通所】【地密通所】

【（Ⅱ）に関する確認事項】

- 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所）を訪問し、当該事業所の訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。
- 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているか。
- 個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じ訓練内容の見直しを行っているか。

- ・目標
（段階的な目標等可能な限り具体的かつ分かりやすいもの）
- ・実施時間
- ・実施方法等

【その他（Ⅰ）（Ⅱ）に共通する確認事項】

- 機能訓練に関する記録について、
 - 実施時間、訓練内容、担当者等が記載されているか。
 - 利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるか。

②ーク 生活機能向上連携加算の算定及び取扱い について【通所】 【地密通所】

【指摘内容】

- ✓生活機能向上連携加算（I）について、機能訓練指導員等が、各月における評価内容や目標の達成度合いを利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談していない。

根拠法令等

- 【通所】 厚告第19号別表6のイからハの注10、厚労告第95号第十五号の二、老企第36号第2の7の(10)
- 【地密通所】 厚労告第126号別表2の2のイの注12、厚労告第95号第十五号の二、地域密着留意事項第二の3の2の(10)

②ーケ 個別機能訓練加算の算定及び取扱いについて

【通所】 【地密通所】

<用語の定義>

- **機能訓練指導員等：**

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者

- **理学療法士等：**

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）

※ 一つ前に解説した生活機能向上連携加算における理学療法士等の資格職と一部異なるので注意

②ーケ 個別機能訓練加算の算定及び取扱いについて

【通所】 【地密通所】

【（I）イに関する確認事項】

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置しているか。（配置時間の定めなし）
- 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っているか。
- 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、この項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っているか。
- 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成しているか。
- また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行っているか。
- 人員欠如・定員超過に該当していないか。

- ・目標
- ・目標を踏まえた訓練項目
- ・訓練実施時間
- ・訓練実施回数等

② ケ 個別機能訓練加算の算定及び取扱いについて

【通所】 【地密通所】

【（Ⅰ）ロに関する確認事項】

- （Ⅰ）イの規定により配置された理学療法士等に加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置しているか。
- その他、（Ⅰ）イに掲げる基準に適合しているか。

【（Ⅱ）に関する確認事項】

- （Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロに掲げる基準に適合しているか。
- 利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を（LIFEを用いて）厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。

② ケ 個別機能訓練加算の算定及び取扱いについて

【通所】 【地密通所】

【指摘内容】

- ✓ 個別機能訓練計画に必要事項の記載がない。
 - ー 特に訓練実施時間、訓練実施回数の記載がない。

根拠法令等

- 【通所】 厚告第19号別表6のイからハの注11、厚労告第95号第十六号、老企第36号第2の7の(11)
- 【地密通所】 厚労告第126号別表2の2のイの注13、厚労告第95号第五十一の四号、地域密着留意事項第二の3の2の(11)

【注意】

機能訓練の実施者は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）である必要があります。

介護職員や生活相談員が直接実施しないよう注意してください（訓練の補助は可能）。

②ーコ 所定単位数の算定及び取扱いについて

【通所】 【地密通所】

【確認事項】

- 利用定員を超える場合、100分の70で算定しているか。
- 看護職員又は介護職員の員数の基準を満たさない場合、100分の70で算定しているか。
 - 1割を超えて減少した場合（翌月から減算する）
 - 1割の範囲内で減少した場合（翌々月から減算する）
- 所要時間、延長サービスは適正か。

【指摘内容】

- ① ある一定期間において、看護職員の人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少していた月及び一割の範囲内で減少していた月があったにもかかわらず100分の70で算定していなかった。
- ② 利用者が通常的时间を超えて宿泊サービスを利用するまでの間事業所にいた場合に、計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数を超えた単位数で算定してた。

【注意】

単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常的时间を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとはみなせません。

②ーコ 所定単位数の算定及び取扱いについて

【通所】 【地密通所】

根拠法令等

➤ ①に関するもの

【通所】 厚告第19号別表6のイからハまでの注1、老企第36号第2の7の(23)の②

【地密通所】 厚労告第126号別表2の2のイの注1、地域密着留意事項第二の3の2の(23)の②

➤ ②に関するもの

【通所】 厚告第19号別表6のイからハまでの注1、老企第36号第2の7の(1)

【地密通所】 厚労告第126号別表2の2のイの注1、地域密着留意事項第二の3の2の(1)

2-3. 令和6年度(2024年度)から義務化される事項について

- 昨年度のアンケートにて、条例等の改正内容について解説してほしいとの要望がありました。
- そこで、改正点のうち来年度（令和6年度）から義務化される事項に絞って解説します。



ア 業務継続計画（BCP）の策定【通所】 【地密通所】

➤ 業務継続計画(Business Continuity Plan)とは…

自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画のこと。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

1. 業務継続計画(BCP)の策定
2. 定期的な研修及び訓練の実施
3. 定期的なBCPの見直し



なぜ、BCPの策定が必要なの？

⇒介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、大規模災害や感染症の大流行に対し、介護施設・事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要だからです。

ア 業務継続計画（BCP）の策定【通所】 【地密通所】

1. 業務継続計画(BCP)の策定

一体的に策定することも可能

	主なポイント
記載する項目	<p data-bbox="420 428 904 506">【感染症に係るBCP】</p> <ul data-bbox="420 506 2471 835" style="list-style-type: none">① 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)② 初動対応③ 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) <p data-bbox="420 878 904 956">【災害に係るBCP】</p> <ul data-bbox="420 956 2471 1399" style="list-style-type: none">① 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)② 緊急時の対応 (業務継続計画(BCP)発動基準、対応体制等)③ 他施設及び地域との連携

ア 業務継続計画（BCP）の策定【通所】 【地密通所】

2. 定期的な研修及び訓練の実施

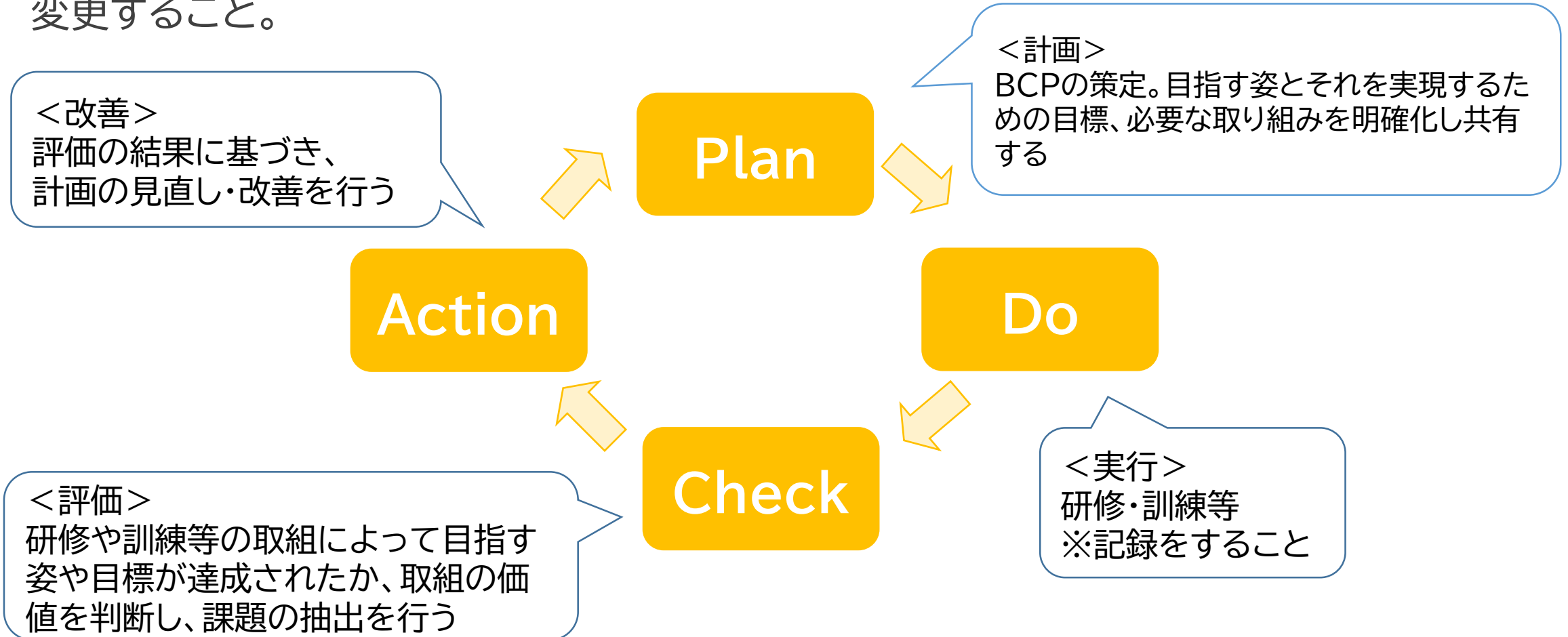
	主なポイント
研修	<ul style="list-style-type: none">① 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。② 定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、<u>新規採用時には別に実施することが望ましい。研修の実施内容は記録すること。</u>③ 感染症のBCPに係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止に係る研修と一体的に実施することは差し支えないこと。

	主なポイント
訓練	<ul style="list-style-type: none">① 事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を<u>定期的（年1回以上）</u>に実施すること。<u>訓練の実施内容についても記録すること。</u>② 感染症のBCPに係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することは差し支えないこと。③ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせること。

ア 業務継続計画（BCP）の策定【通所】 【地密通所】

3. 定期的なBCPの見直し

研修や訓練での課題等も踏まえて、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更すること。



ア 業務継続計画（BCP）の策定【通所】 【地密通所】

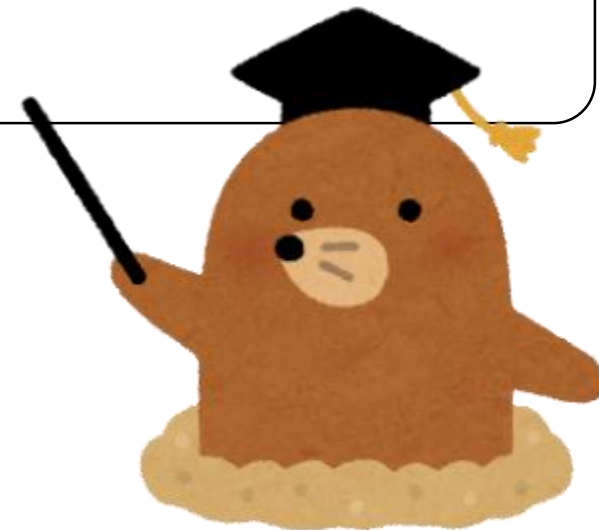
<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html
厚生労働省	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/douga_00002.html

厚生労働省のホームページには、各サービスにおける業務継続計画の例示入りひな形や、業務継続ガイドライン、研修動画が公開されています。計画策定の際の参考にしてください。

根拠法令等

- 【通所】 居宅条例第120条(第32条準用)、
居宅施行要領第三の六の3の(6)
- 【地密通所】 地域密着条例第59条の20(第32条の2準用)、
地域密着施行要領第三の二の二の3の(7)



イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

【通所】 【地密通所】

➤ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

～事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じることが義務付けられました。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の開催
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施



なぜ、これらの措置が必要なのか？

⇒高齢者や特定疾病のある方が過ごす介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると、集団発生(クラスター)となる可能性があります。

また、職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。このため、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し、適切に対応することが重要だからです。

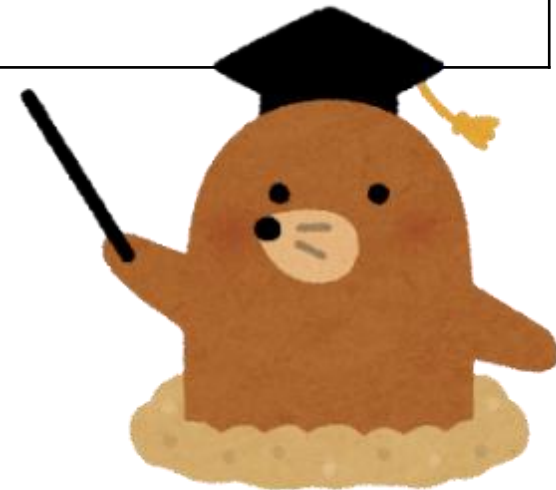
イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

【通所】 【地密通所】

1. 感染対策委員会の開催

	主なポイント
感染対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。 (「感染症対策の知識を有する者」については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。) ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておかなければならない。 ③ 感染対策委員会は<u>定期的（おおむね6月に1回以上）</u>に開催し、その結果を従業者に<u>周知</u>すること。 (感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時開催すること。)

- 感染対策委員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は本項目の最後に案内するリンク集掲載のガイドライン等を遵守してください。



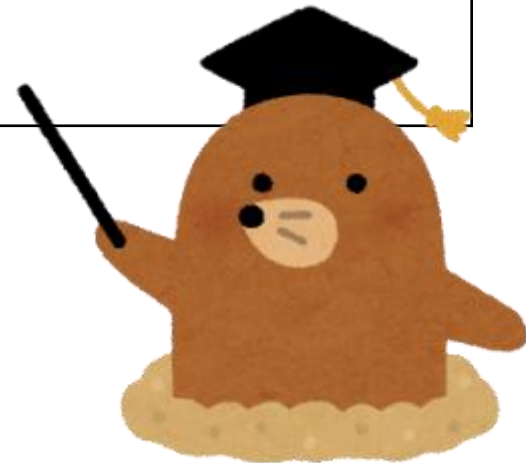
イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

【通所】 【地密通所】

2. 指針の整備

	主なポイント
記載する項目	<p>① 平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。</p> <p>【平常時】：事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等。</p> <p>【発生時】：発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所・市町村等関係機関との連携、行政への報告等。</p> <p>② 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと。</p>

指針の各項目の記載内容の例については、本項目の最後に案内するリンク集掲載の手引きを参照してください。



イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

【通所】 【地密通所】

3. 研修及び訓練の実施

	主なポイント
研修	<p>① 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うこと。</p> <p>② <u>定期的（年1回以上）</u>な教育を開催するとともに、<u>新規採用時には別に実施することが望ましい</u>。研修の実施内容を<u>記録</u>すること。</p> <p>（研修の実施は、 ※厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えない。）</p>
訓練	<p>① 発生時の対応について、<u>訓練を定期的（年1回以上）</u>に実施すること。 （訓練においては、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの研修等を実施すること。）</p> <p>② 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせること。訓練の実施内容は<u>記録</u>すること。</p>

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

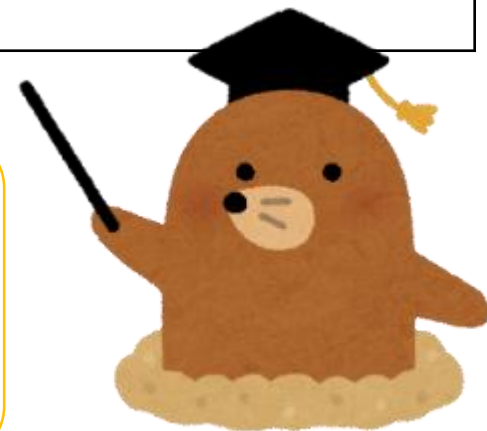
【通所】 【地密通所】

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱いのためのガイド ンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関する ガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	介護現場における感染症対策の手引 き	https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf
厚生労働省	介護保険サービス従業者のための感 染対策に関する研修について	https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf (研修のお知らせ(その3))

根拠法令等

- 【通所】 居宅条例第116条第2項、
居宅施行要領第三の六の3の(8)
- 【地密通所】 地域密着条例第59条の16第2項、
地域密着施行要領第三の二の二の3の(9)



ウ 虐待の防止【通所】 【地密通所】

➤ 虐待の発生又は再発の防止

～事業者は、高齢者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、以下の虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」)を定期的を開催し、その結果を周知すること
2. 虐待防止のための指針を整備すること
3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと
4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

「虐待防止のための研修」(年1回以上&新規採用時)について、八王子市は令和3年度から既に義務化されています。

ウ 虐待の防止【通所】 【地密通所】

1. 虐待防止検討委員会

	主なポイント
虐待防止検討委員会	<ul style="list-style-type: none">① 管理職を含む幅広い職種で構成し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。② 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、定期的に行うこと。 (事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。)

- 当該委員会は、他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者との連携により行うことも可能です。
- 当該委員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は、感染対策委員会と同様にガイドライン等(最後のページにリンクを掲載します。)を遵守してください。

ウ 虐待の防止【通所】 【地密通所】

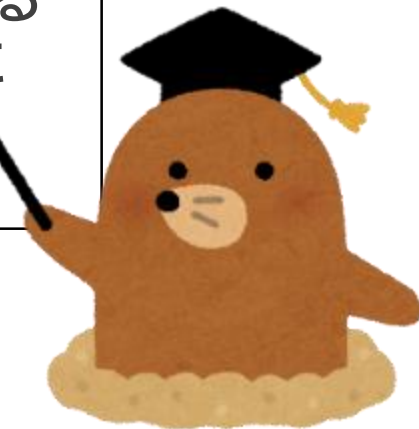
1. 虐待防止検討委員会

	主なポイント
委員会で検討すべき内容	<ul style="list-style-type: none">① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

ウ 虐待の防止【通所】 【地密通所】

1. 虐待防止検討委員会

- 検討して得た結果(事業所における虐待に対する体制、再発防止策)は従業者に周知徹底を図る必要があります。
一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個々の状況に応じて慎重に対応することが重要です。
- 小規模事業所であっても、虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にし、規模の大小に関わらず、委員会・研修を定期的に実施してください。



ウ 虐待の防止【通所】 【地密通所】

2. 虐待防止のための指針の整備

	主なポイント
盛り込む項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方 ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

	主なポイント
虐待防止検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① ここまでの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置すること。 (虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。)

ウ 虐待の防止【通所】 【地密通所】

4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

	主なポイント
運営規程に記載する項目	① 組織内の体制 （責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等） ② 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法 等

【記載例】

（虐待防止に関する事項）

第●●条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号における措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

通常、運営規程の変更については、高齢者いきいき課への届出が必要となっておりますが、虐待の防止に関する事項の追加に関しては、**届出は不要**となっております。

ウ 虐待の防止【通所】 【地密通所】

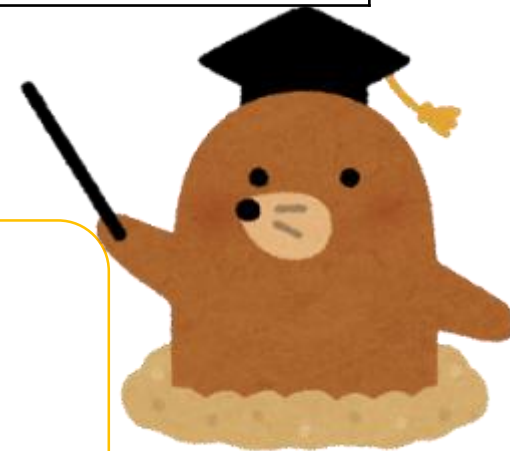
<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に 関するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	高齢者虐待防止の基本	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf

根拠法令等

【通所】 居宅条例第120条(第42条準用)、
居宅施行要領第三の六の3の(11)(第三の一の3の(32)参照)

【地密通所】 地域密着条例第59条の20(第40条の2準用)、
地域密着施行要領第三の二の二の3の(12)(第三の一の4の(32)参照)



Ⅰ 認知症に係る基礎的な研修【通所】【地密通所】

➤ 認知症に係る基礎的な研修

～従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

医療・福祉関係の資格を有さない従業者への認知症介護基礎研修の受講

なぜ、研修の受講が必要なのか？

⇒介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していくためです。

なお、本研修は2015年に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」にもとづき、認知症の方の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現を目指し創設されました。

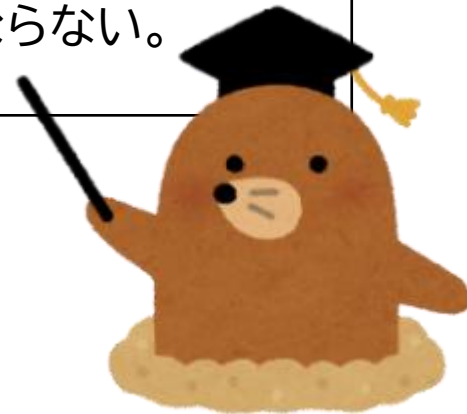


Ⅰ 認知症に係る基礎的な研修【通所】 【地密通所】

● 認知症介護基礎研修の受講

	主なポイント
受講対象者について	<p>① 受講の対象となる者は、以下の資格を<u>有さない者</u></p> <p>(准)看護師、介護福祉士、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、はり師、きゅう師若しくは介護支援専門員又は実務者研修、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修課程、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修若しくは認知症介護指導者研修修了者等</p> <p>② 新卒採用、中途採用を問わず事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さないものに限る)については、採用後1年を経過するまでに受講しなければならない。</p>

従業員が保有している資格について、いまいちどご確認ください。



Ⅰ 認知症に係る基礎的な研修【通所】【地密通所】

- 認知症介護基礎研修の受講

令和6年度（2024年度）の研修については、4月頃に案内を通知する予定です。
市のホームページや、ケア倶楽部をご確認ください。



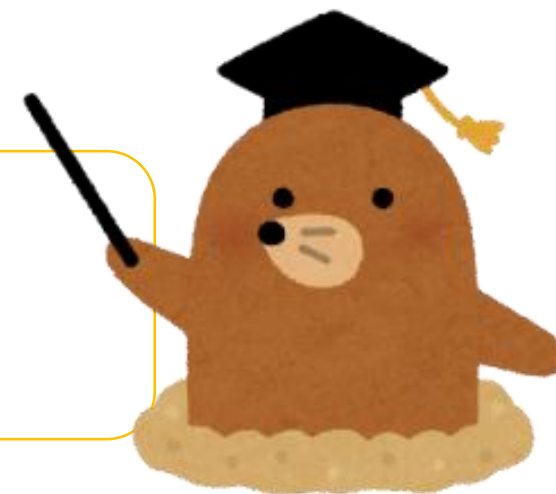
Ⅰ 認知症に係る基礎的な研修【通所】 【地密通所】

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	認知症施策推進大綱	https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf
厚生労働省 他	認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf

根拠法令等

- 【通所】 居宅条例第113条第3項、
居宅施行要領第三の六の3の(5)の④(第三の二の3の(6)の③参照)
- 【地密通所】 地域密着条例第59条の13第3項、
地域密着施行要領第三の二の二の3の(6)の③



【最後に】 注意喚起のチラシについて
【通所】 【地密通所】

アからエで解説した令和6年度から義務化される事項について、別途注意喚起のチラシを公開しています。是非、参考にしてください。

<公開場所>

市ホームページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>
社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査>
介護サービス事業者等の指導監査> 集団指導（通所・地域密着型通所）



第3章. 指定介護機関に関する検査結果等 について

最後に
指定介護機関
について
説明します。

【参考】

八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けている場合には、介護サービス事業所への実地検査だけでなく、指定介護機関への実地検査も実施します。



掲示の義務について【指定介護機関】

↓ 掲示例

- 事業所に「生活保護指定（介）」の標示を掲示すること。

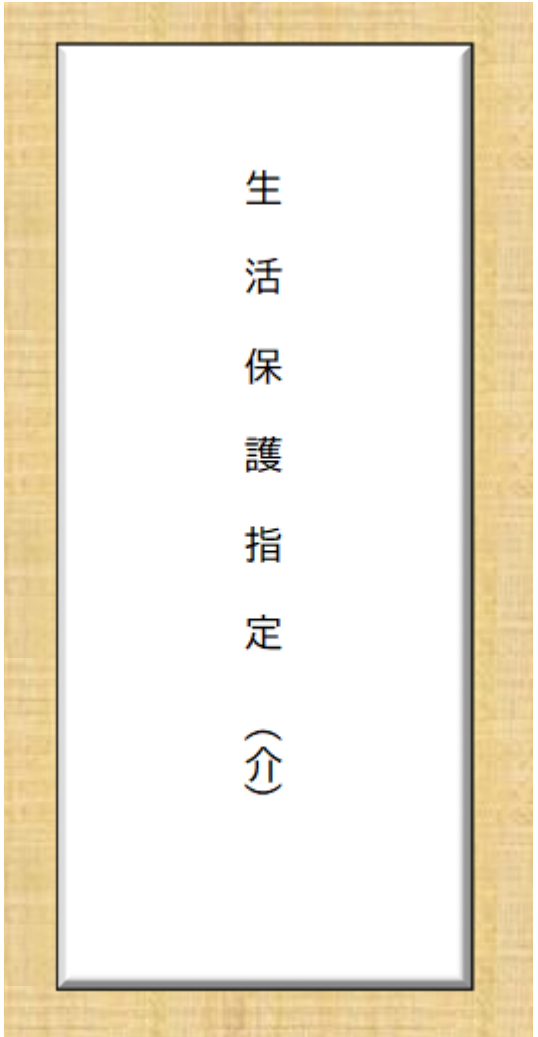
【指導事例】

業務を行う場所の見やすい箇所に、生活保護法施行規則様式第三号の標示（縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度の規格）を掲示していない。

根拠法令等

【指定介護機関】

生活保護法施行規則第13条
生活保護法施行規則様式第三号(第13条関係)



生
活
保
護
指
定
（
介
）

令和5年度(2023年度)介護サービス事業者等 (通所・地域密着型通所)に対する集団指導は 以上となります。

最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答をお願いいたします。

※集団指導開催期間中での回答をもちまして、受講完了とさせていただきます。

ユーザー名: [プレビューモード] ログイン: []

八王子市 ケア倶楽部 文字サイズ 標準 拡大

ホーム お知らせ **アンケート** Q&A ユーザ設定

ホーム / アンケート

アンケート

タイトルで絞り込む
(キーワードを入力)

ステータス絞り込み
 すべて
 未回答のみ

条件クリア Q 検索

ありがとう
ございました。

